

消費者庁予算執行計画

平成22年4月
消費者庁

1. 予算監視・効率化の推進体制

(1) 予算監視・効率化チームの構成及び役割

○構成

チームリーダー：副大臣
サブリーダー：大臣政務官
事務局長：消費者庁次長
事務局メンバー：総務課長、消費者庁参事官

○役割

消費者庁予算執行・効率化チーム（以下「チーム」という。）は予算執行計画の策定、同計画の進捗管理、予算執行状況に関する情報開示など「予算監視・効率化チームに関する指針」（平成22年3月31日国家戦略室）に規定された業務を通じて、消費者庁の予算におけるPDCAサイクルを確立し、もって、消費者庁における予算執行の適切性及び透明性を確保し、並びに効率性の向上を図ることを目的とする。

(2) チームに参加させる外部有識者とその役割

○外部有識者は2名とする。

○外部有識者は、チームに参加し、次の二点について助言を行うことをその役割とする。

- チームが行う予算執行に係るモニタリング・評価機能や牽制機能、取組の推進機能の発揮状況について
- その他予算執行の適切性及び透明性の確保並びに効率性の向上について

(3) チームの定例会合

原則として、毎年度四半期毎に、チームリーダー（副大臣）、サブリーダー（大臣政務官）の参加を得て定期会合を開催する。なお、その他臨時の必要があれば、臨時会合を開催する。

(4) 推進事務を担う組織の設置、構成、役割

○チームの下に実務作業を担う予算監視・効率化推進グループ（以下「グループ」という。）を置くものとし、同グループには、総務課長、消費者庁参事官のほか、総務課長が指定する消費者庁職員が参画する。

○グループは、予算執行計画案の策定、同計画の進捗状況の確認、事前審査案件に関する一次的審査の実施を行うとともに、チーム会合の設営その他のチームの取組の推進に係る実務を担う。

2. 予算監視・効率化に向けた取組み計画

(1) 支出負担行為又は支出に関する計画

○旅費、庁費及び重要経費について、別添に示すところにより計画的に事業執行を行う。

(2) 支出負担行為及び支出に関する計画の進捗把握、管理等

○チームより事業担当課室に対して、年度当初からの計画的な事業執行等に関する注意喚起を行う。

○毎四半期毎に（1）の計画と実績の比較及び重要な齟齬がある場合はその原因を各課から聴取し、結果をチーム定例会合に報告する。

(3) 予算監視・効率化の取組み全体の自己評価の実施

○毎四半期毎及び年度末に、（2）により行った実績調査を踏まえるとともに、必要に応じて、関係者からのヒアリングを行うことにより、自己評価を行い、チーム定例会合に報告する。

(4) 予算執行上の重要な決定等に対する事前審査の実施

○事前審査の対象

予算執行の適切性、透明性及び効率性の確保が特に要請されるものとして別紙1に掲げる基準のいずれかに該当するものを事前審査の対象とする（重要経費は別紙2に指定）。

○事前審査の観点

事前審査に当たっては、予算執行の適切性、透明性及び効率性を確保する観点から、次の諸点を重点的に審査する。

－予算編成時等における政務三役や関係者との議論の事業計画への反映の状況。

－同様の事業が過去に行われている場合には当該類似事業の成果を踏まえた改善策の策定状況。

- 消費者庁、国民生活センターや他省庁の既存業務との関係（重複の排除、連携の確認）。
- 当該事業を適切に執行するための執行体制整備の状況。
- その他適切性、透明性又は効率性を向上させるための改善策の有無。

○事前審査の方法

事前審査の対象案件については、原則として、グループが当該案件の執行計画、事業計画その他事業の枠組み（特別な必要がある場合には個別の契約案その他の書類を審査対象とすることを妨げない）について一次審査を行うものとし、その結果、チームの審査を行うべき重要性がある場合には、チーム会合において審査を行うものとする（一次審査の結果は、チームに報告）。

(5) 行政事業レビューの実施

- 平成21年度に実施した事業（庁費などの事務的経費、人件費は除く）を対象に、予算の支出先や用途を把握するため、まずは、事業実施担当課室長において行政事業レビューシートを作成し、自己点検を行う。
- その後、行政事業レビューシートの正確な記載を確保するために、必要に応じ、予算監視・効率化チーム又は同チームの監督下において、予算監視・効率化推進グループが事業実施担当課室長やその他の関係者からヒアリングを実施し、又は、事業相手先に対する現地調査等を行うことによって事業実態の適切な把握に努める。
- なお、取りまとめ結果は公表し、国民からの有益なインプットを踏まえ、23年度概算要求の実施をはじめとする必要な対応を行う。

(6) 国民の声の受付・対応、改善への取組み

消費者庁の予算執行に関する国民からの改善提案等を積極的に受け付けるため、専用アドレスを平成22年4月中に設け、消費者庁HP上で広く周知を図る。

また、国民からの声の状況（件数や主な内容）や主な対応内容については、四半期毎に取りまとめめてチームに報告するとともに、年度ごとに国民に公表する。

(7) 予算執行の効率化等に向けた職員の参画や意識の向上を図る取組み

予算執行計画の決定後、職員向けの説明会の開催等により職員の認識や意欲の喚起に努める。

(8) 予算執行の情報開示の充実

① 予算執行状況の継続的な開示

予算の執行状況を開示するため、項別に月次で管理し、四半期毎に公表する。このうち、庁費及び旅費については、年度末の駆け込み執行を防止する観点から（目）別に公表する。

② 公共調達に関する情報開示

- ・ 「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）」に基づく競争入

札と随意契約に係る情報の公表（原則毎月）

- ・ 「競争性のない随意契約」に係る契約情報の公表（四半期毎）

③ 予算の支出先・支出目的に着目した情報開示

- ・ 契約に基づく支出（250万円超のもの）について、支出先上位100位について公表（年度終了後）
- ・ 委託調査費に関する支出状況の公表（四半期毎）（成果物については随時）
- ・ タクシー代に関する支出状況の公表（四半期毎）
- ・ 公益法人等への支出状況の公表（四半期毎）
- ・ 広報経費に関する支出状況の公表（四半期毎）

④ ①から③を消費者庁ホームページにおいて開示する。

(9) 補足事項

○ 本計画の修正手続

本計画の実施状況については不断に点検を行い、必要に応じて、チーム会合において修正を行う。

○事前審査を必要とする案件の指定

(1) 政府調達案件

(2) 競争性が乏しい方法により契約相手先が選定されることにより、効率性が損なわれるおそれがある執行案件。

<除外事項>

- 適切な方法により公募がされていることその他の事情により効率性が確保されていると認められるもの（推進グループが下審査）。
- 予決令99条の規定による少額随意契約。
- 法執行上の秘密を保護する必要が特に認められる契約。

(3) 当該年度の本予算ないし補正予算に予算計上されていない案件であって、契約予定金額が1000万円以上のもの（一連の契約行為で構成される案件にあつては、当該一連の契約行為の合計金額で判断する）。

<例外事項>

- 内閣の方針等による各省庁共通の取組み、政務三役の指示によるもの、緊急の政策課題に対応するためのものその他やむを得ない事情があることが明らかであると認められるもの。

(4) 消費者庁等設置法案附帯決議に関連する事項その他の消費者政策上重要な事業として事前に指定する事業。

※注 原則として、事業金額が1000万円以上の事業、多数の者に同一スキームにより委託、補助、請負等を行う事業又は情報システムの新設・改廃に関する事業を指定する。具体的には、別紙2の事業を想定。

(5) 予算執行に関する一般的規範の制定・改廃（軽微なものを除く）

<例外事項>

- 法令又は内閣の定める方針に基づくもの。
- その他軽微なものとして推進グループが認めるもの。（例：関連予算の5%程度以上の増減をもたらさないと認められるもの。）

○安全に関する情報分析・調査経費

- －医療機関ネットワーク事業
- －危害情報通知ダイヤル
- －製品安全DB
- －重大事故の分析・原因究明事業

○消費者教育推進経費

- －消費者教育ポータルサイト
- －市民教育教材作成
- －連携推進事業

○地方消費者政策推進経費

- －ホットライン関連事業、
- －サポートシステム関連事業
- －人材バンク関連事業
- －フォーラム関連事業

○消費者安全施策企画推進経費

- －リスクコミュニケーション関連事業

○消費者取引の対策に必要な経費

- －電子商取引モニタリング事業